

地方独立行政法人大阪市博物館機構が開催する「大阪博」による需要創出事業業務委託仕様書

1. 業務名称

地方独立行政法人大阪市博物館機構が開催する「大阪博」による需要創出事業

2. 事業概要と目的

大阪市博物館機構（以下、「機構」という。）では、2025 年大阪・関西万博開催を好機と捉え、機構 6 館共通テーマによる「大阪博」を開催する。

「大阪博」では、機構 6 館の所蔵品の中から選定した「大阪の宝」やそれを所蔵する 6 館の魅力をアピールし、人々の来阪・来館を促すことで大阪市ミュージアムビジョンに掲げる「都市のコアとしてのミュージアム」を実現する。また、「都市のコアとしてのミュージアム」の実現を通じて、都市格の向上、大阪の活性化及び発展並びに市民力向上に貢献することを目的とする。

本業務は、「大阪博」による需要創出事業において、下記（１）のアプローチにより、（２）の取組骨子と目的を達成するため、マーケティング・リサーチ並びにプロモーション関連業務を委託するものである。

（１）「大阪博」のアプローチ

過去から現在、そして未来の世代へと引き継ぐべき「大阪の宝」をその来歴・ストーリーを中心に紹介することで、これらを育んだ都市大阪を知っていただく。

（２）事業の取組骨子と目的

①マーケティング・リサーチ

国内外からの旅行者の動向予測、ニーズ調査並びに効果検証調査を実施し、来館を促すための企画全般の立案に活用する。

②コミュニケーション・コンセプトの策定

来館者に対し「大阪博」や「大阪の宝」を効果的に P R し、アピールするために基本的且つ一貫したコミュニケーション・コンセプトを策定する。

③Web サイト（ランディング・ページ）構築・更新・管理

来館者のタッチポイントとなる Web サイトを構築するとともに、ユーザビリティを高めるための仕組みを作る。

④収蔵品コンテンツ「大阪の宝」作成とリッチ化

「大阪の宝」をその来歴や付随するストーリーを中心に紹介すること並びにその表現について最適な形式とメディアを選定する。

⑤プロモーション計画策定

機構 6 館への来館を促すためのプロモーション計画を策定する。

⑥プロモーション活動

機構 6 館への来館を促すためのプロモーション活動を実行する。また、③の Web サイトのアクセス解析、来館者動向データ解析等を行い、速やかにプロモーション計画及び活動の修正を行う。

3. 業務内容について

「2. 事業概要と目的（2）事業の取組骨子と目的」にある下記の業務を委託する。

①マーケティング・リサーチ

②コミュニケーション・コンセプトの策定

③Web サイト（ランディング・ページ）構築・更新・管理

④収蔵品コンテンツ「大阪の宝」との連携の検討

※「大阪の宝」のコンテンツは、別に作成をすすめるため、「大阪の宝」のコンテンツを収納する外部データベース等との連携を検討する。

⑤プロモーション計画策定

⑥プロモーション活動

※本事業は、2025 年の大阪・関西万博開催に向け、また開催後にレガシーとして続く事業であるため、プロモーションの継続性と拡張性を考慮すること。

4. 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日

5. 履行場所

機構が指定する場所

6. 業務報告書の提出

（1）中間報告書を令和 6 年 2 月 20 日（火）までに、提出すること。

- ・中間報告書は、紙媒体を 10 部、電子データ（PDF 及び PDF に変換する前の Word・Excel 等の元データ）を保存した CD-ROM等を 1 枚提出すること。
- ・本事業は独立行政法人日本芸術文化振興会の「文化資源活用事業費補助金 日本博 2.0 を契機とする文化資源コンテンツ創生事業」（事業期間 令和 6 年 2 月 28 日まで）の補助を受けているため、中間報告書に含む内容については、提案内容と、補助事業として報告が必要な内容と合わせて検討し、契約時に決定する。

（2）最終報告書を令和 6 年 3 月 31 日（日）までに提出すること。

- ・最終報告書は、紙媒体を 10 部、電子データ（PDF 及び PDF に変換する前の Word・Excel 等の元データ）を保存した CD-ROM等を 1 枚提出すること。

- ・最終報告書に含める内容についても、契約時に決定する。
- (3) このほか、マーケティング・リサーチについては、中間報告書提出の前に概要版の報告書を提出すること。期日等は、契約時に決定する。

7. その他

- (1) 本業務の推進にあたっては、委託者である機構の担当者と十分に協議を行うこと。
- (2) 機構に対して、本業務の進捗状況等を積極的に報告すること。また、機構から報告を求められた場合、速やかに進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本業務の成果品は、全て機構に属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- (4) 著作権等については以下のとおりとする。
 - ・成果物に係る使用权および著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。）は、すべて委託者に帰属することとする。ただし、成果物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は委託者及びその指定する者の必要な範囲で委託者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
 - ・成果物の利用に関するすべての著作権者人格権については、これを行使しないこと。
 - ・制作したイラスト等は委託者に供与し、その利用、再編集は委託者において、自由に行うことができることとする。
 - ・第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で適切な著作権処理を行い、完成後の使用料等の費用は発生しないように、また、原著作物の著作権者と委託者との間に著作権法の紛争が生じないようにすること。
- (5) 業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。さまざまな人権問題について正しい認識を持って行うこと。
- (6) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

8. 担当

地方独立行政法人 大阪市博物館機構 事務局 経営企画課

住 所：〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-32 大阪歴史博物館内

電 話：06-6940-0569

F A X：06-6940-4471

E メール：keieikikaku@ocm.osaka